

タクシー運転者の登録

(タクシー業務適正化特別措置法第3条)

(1) 指定・登録基準

タクシー業務適正化特別措置法

(指定)

第19条 国土交通大臣は、申請により、指定地域ごとに指定する者に、当該指定地域に係る登録及び運転者証の交付に関する事務(第9条の規定による事務を除く。以下「登録事務等」という。)を行なわせることができる。

第20条 国土交通大臣は、前条第1項の申請が次の各号の一に該当していると認めるときは、同項の指定をしてはならない。

- 一 現に当該指定地域について他に指定した者があること。
- 二 申請者が民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された財団法人以外の者であること。
- 三 申請者が登録事務等を公正かつ適確に実施することができないおそれがある者であること。
- 四 申請者が第29条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者であること。
- 五 申請者の役員で登録事務等に従事するもののうちに、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者があること。

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : 財団法人 東京タクシーセンター

指定・登録時期 : 昭和45年8月1日

法人の連絡先 : 東京都江東区南砂7-3-3

指定・登録の理由 : タクシー業務適正化措置法に基づく指定登録機関の指定の申請があり、審査を行ったところ第20条第1項の各号の一に該当しないものと認められたため。

法人の名称 : 財団法人 大阪タクシーセンター

指定・登録時期 : 昭和45年8月1日

法人の連絡先 : 大阪府大阪市鶴見区鶴見4-5-9

指定・登録の理由 : タクシー業務適正化措置法に基づく指定登録機関の指定の申請があり、審査を行ったところ第20条第1項の各号の一に該当しないものと認められたため。

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

(4) 料金等と積算根拠

手数料額

(登録等)	登録の申請	1,700円
	原簿の謄本の交付又は閲覧の請求	400円
	運転者証の交付申請	1,700円
	運転者証の訂正申請	1,100円
	運転者証の再交付申請	1,700円

(事業者乗務証の交付等)

	事業者乗務証の交付申請	1,700円
	事業者乗務証の訂正申請	1,100円
	事業者乗務証の再交付申請	1,700円

積算根拠

手数料額 1,700円

$$1,394円(人件費) + 306円(物件費) = 1,700円$$

手数料額 1,100円

$$902円(人件費) + 198円(物件費) = 1,100円$$

手数料額 400円

$$328円(人件費) + 72円(物件費) = 400円$$